

様式第 3 号（第 8 条第 1 項第 4 号関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

公益社団法人 熊本県浄化槽協会
会 長 森 田 和 博 様

設置者（助成金交付申請者）

（自署）

〒

住 所

氏 名

印

電 話

私は、この度設置した浄化槽について、浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する浄化槽の法定検査並びに、同法第 8 条から第 10 条に規定する浄化槽の保守点検、清掃を適正に実施することを誓約します。

また、転換対象のみなし浄化槽は、最終清掃を実施するとともに撤去等の適正な処理のうえ浄化槽への入れ替えを行うこととします。

なお、浄化槽の法定検査及び保守点検並びに清掃を実施しない場合は、助成金の返還を求められても異議申し立て致しません。

以上

浄化槽法（関係条文抜粋）

（設置後等の水質検査）

第 7 条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第 57 条第 1 項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質検査を受けなければならない。

（保守点検）

第 8 条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

（清掃）

第 9 条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

（定期検査）

第 11 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

※熊本県では、公益社団法人熊本県浄化槽協会が指定検査機関に指定されております。